

労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

平成22年4月1日施行 労働基準法の改正について（概要）

改正事項	適用	備考
①限度時間（月45時間以上など）を超える時間外労働に対する割増賃金率を2割5分超に引き上げ	「特別条項付き36協定*」を結ぶ事業所に努力義務（義務ではありません）	「特別条項付き36協定」を結ばない事業所には関係しません。
②月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率を5割以上に引き上げ	大企業のみ ※中小企業への適用はH25以降に再検討	従って、月60時間以上の時間外労働がある企業は、労働時間削減努力が必要です。
③年次有給休暇を時間単位で付与	任意（労使協定による）	労務管理が煩雑化するためお勧めしませんが、事情、例えば育児や介護をする従業員に対する要望があれば検討します。

*「特別条項付き36協定」とは？

行うことができる時間外労働時間には限度時間が定められていますが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を結べば、限度時間を超える時間外労働を行うことができます。

今回の労働基準法改正は、特に30歳代の子育て世代の男性が長時間労働をすることが多いため、長時間労働の抑制・健康確保・ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を目的としています。

特に注目は上の表の②。60時間超の時間外労働を行う企業は要注意。中小企業への適用はH25年度以降ですが、割増賃金率50%はかなりの人件費アップとなります。今の内から労働時間削減に向けた取り組みが必要です。



「各種助成金制度説明会」開催のご案内

助成金取扱機関による助成金制度の説明会を下記のとおり開催します。

どんな助成金があるのか知りたい、受けられる可能性のある助成金を知りたいという方は、是非ご参加ください。

平成22年1月20日（水）13:30-16:00 静岡市民文化会館3階大会議室（静岡市葵区駿府町2-90）

主催：（社）静岡県雇用支援協会・（財）21世紀職業財団静岡事務所・静岡県労働保険事務組合連合会

参加希望の会員様、当日参加できないが資料がほしいという会員様は、平成22年1月15日（金）17:00までにお電話等にて労務協会にご連絡ください。

（説明予定の助成金）定年引上げ等奨励金・高齢者等共同就業機会創出助成金・障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金・障害者介助等助成金・育児介護雇用安定助成金・パートタイマー均等待遇推進助成金



（編集後記）11月29日に「丹沢湖マラソン」（10kmの部）に参加、無事完走しました！！体調管理（メタボ対策？）や気分転換にランニングはいいですよ。自信がついて、前向きになれます（一ノ宮俊人）